

審判規定

審判規則

1. 使用艇の決定

予選に使用する艇及び競技コースはレース前日に各々抽選により決定し、順位決定と決勝レースに使用する艇及び競技コースは当日の抽選により決定する。

2. 艇員

A 一般レース

艇員は、艇指揮1名、艇長1名、漕ぎ手12名及び補欠2名の計16名とする。欠員については漕ぎ手及び補欠のポストをこれに当てる。

補欠は全レースを通して2名のみとし、予選、順位決定及び決勝レースにおいて任意に交代可とする。

B 女子レース（7m艇〈艇座8名〉を使用する）

艇員は、艇指揮1名、艇長1名、漕ぎ手6名及び補欠2名の計10名とする。欠員については漕ぎ手及び補欠のポストをこれに当てる。

補欠は全レースを通して2名のみとし、予選、順位決定及び決勝レースにおいて任意に交代可とする。

7m艇を使用するにあたり以下のようにする。

・漕ぎ手は片舷3名ずつ計6名までとする。

・艇座の配置は各校の裁量とする。

艇指揮、艇長は艇尾に配置しなければならない。

3. 使用艇の搭載物品

使用艇には下記に示す物品を搭載する。オールは艇に備えているものを使用すること。

[搭載物品]

NO.	品名	数量
1	トランシーバー	1台
2	手旗	赤・白 各1本 (1組)
3	救命浮環	1個
4	予備オール	2本
5	あかくみ	1個
6	ボートフック	1本

4. 出場艇の標識

一般レースにおいて、各出場艇は当該校の学章旗等の標識を艇尾の旗竿に原則として掲揚する。

ただし、レースの開始後はこの限りではない。

5. 発進要領

(1) 発進は以下に示す[トグル発進要領]に従う。スタート時にトグルが艇尾にからまないように注意する。

(2) スタートの発動は定刻に行い、原則として変更しない。

ただし、プイの位置修正やレース海面に障害が生じた場合等、レースの公平な運営に支障があると認められる場合は、審判長の判断により発動時刻を遅らせることができる。

(3) 艇員の不注意に起因する発進の遅延等についてはこれを一切考慮しない。

[トグル発進要領]

(イ) スタート準備

- ① 出艇後、各艇は速やかに決められた競技コースのスタート位置につき、スタートの態勢を整える。
- ② 艇指揮は「赤旗」を高く掲げてスタート準備中であることを周囲に示す。
- ③ 艇長がスタートブイに付属するトグルを確保し、艇首を回頭ブイ(女子レースにおいてはゴール位置のブイ)に向け、すべてのオールを海面から上げる。
- ④ スタートの態勢が整い次第、艇指揮は「白旗」を高く掲げてスターターに示す。
 ※ 各艇のスタートの態勢が不揃いの場合は、スターターの指示により速やかにスタートの態勢を整えること。この場合、艇指揮は艇首両舷のオール各1本(漕ぎ手1番及び2番)のみを使用して修正を行うこと。
- ⑤ スタートの態勢が崩れた場合は、艇指揮は「赤旗」を高く掲げてスターターに知らせ、同時にスタートの態勢を速やかに整えること。
- ⑥ スタート準備の態勢下において、艇指揮は「赤旗」または「白旗」を常時高く掲げること。

(ロ) スタート用意

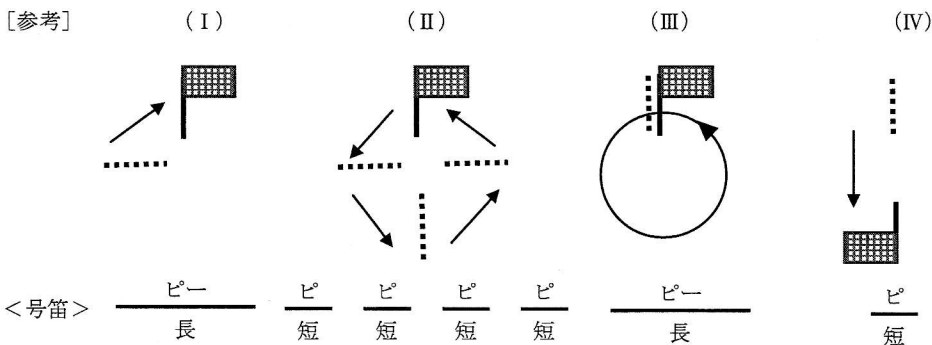
出場各艇に「白旗」が揚がり、各艇首がそろった瞬間に「各艇その位置」の合図を行い、スターターが旗を頭上に掲げると同時に「笛による長音1回」……(用意!)の号令を発する。(I)
 この合図以後は艇のスタート態勢が崩れてもやり直しは行わず、旗の振り下ろしによるスタートの合図を待つ。

(ハ) スタート

- ① 上記の合図の直後にスターターの掲げる旗が「笛による短音1×4回」とともに大きく円を描く。(II)
- ② 旗がスターターの頭上に達した直後に「長音1回」と同時に旗が再度大きく円を描く。(III)
- ③ 旗がスターターの頭上に達した直後に縦に振り下ろされる。振り下ろされた瞬間をスタートとし、同時に笛による短音1回と号砲が発せられる。(IV)

ただし、状況により号砲の不発や笛の音が聞こえない場合があるので、スタートはスターターによる旗の振りおろしの瞬間とする。各艇はこの瞬間にトグルを後方に放出して出漕する。

※トグルのラインが艇や舵に絡んでいないことをスタート準備中に確認しておくこと。



※図はスターターを正面から見た時の旗の様子

- | | | | |
|-----------|----------------------|------|--------------------|
| (I) <旗> | 赤旗1本が直上に | <意味> | スタート用意! オール操作不可(※) |
| (II) <旗> | 赤旗が右横、下、左横、直上の順に円を描く | <意味> | 用意 |
| (III) <旗> | 赤旗がなめらかな円を描く | <意味> | 用意 |
| (IV) <旗> | 赤旗が振り下ろされる。 | <意味> | スタート! |

6. とう走中の規則及び注意

- (1) 各艇は定められた自己のコースをとう走り、誤って他の艇に接触その他の不正行為があったと審判長が認めたときは失格とする。

- (2) 各艇は原則として完走するものとし、レース中途の放棄は認めない。スタートの合図の前に出漕してすでに失格となっている艇も最後まで完走しなければならない。ただし、自艇の故障その他これに類するような場合を除く。
- (3) 後行艇は先行艇の進路を避けなければならない。互いにコースの端を航行して接触または衝突するおそれがある場合は当然先行艇を優先するが、緊急時には双方が障害物のない広い海面に向首して危険を避ける義務を有する。
- (4) レース海面における漂流物、風潮、波等の障害は、自艇自らが適切に対処すること。

7. 回頭要領（一般レースのみ）

一般レースの回頭は左（反時計回り）回頭とし、各コースごとに敷設された回頭旗を左に見てコースを折り返す。他のコースの回頭旗を回頭した場合や、回頭旗及び回頭ブイに艇の一部あるいはオールの一部でも接触した場合にはこれを失格とする。

8. ゴール要領

- (1) 艇首が規定のゴール・ラインに入った瞬間の順序をもって着順位とし審判する。各コースに敷設されたゴール・ブイを必ず左に見てゴールすること。
- (2) 同着の場合は追い込み艇の勝ちとする。ゴール地点において追い込み艇かどうかの判定が困難な場合には、遅れて回頭を終了（回頭を終わって艇首をゴール・ブイに向首した時期）した艇を追い込み艇とする。上記による判定方法でも判定が困難な場合には同着とし、次位を空位とする。
- (3) オールを流したままゴールしても失格としない。
- (4) 順位の最終決定は審判長の判断による。

9. 失格事項

次の各項に該当する行為があった場合は審判長の判断によりこれを失格とする。

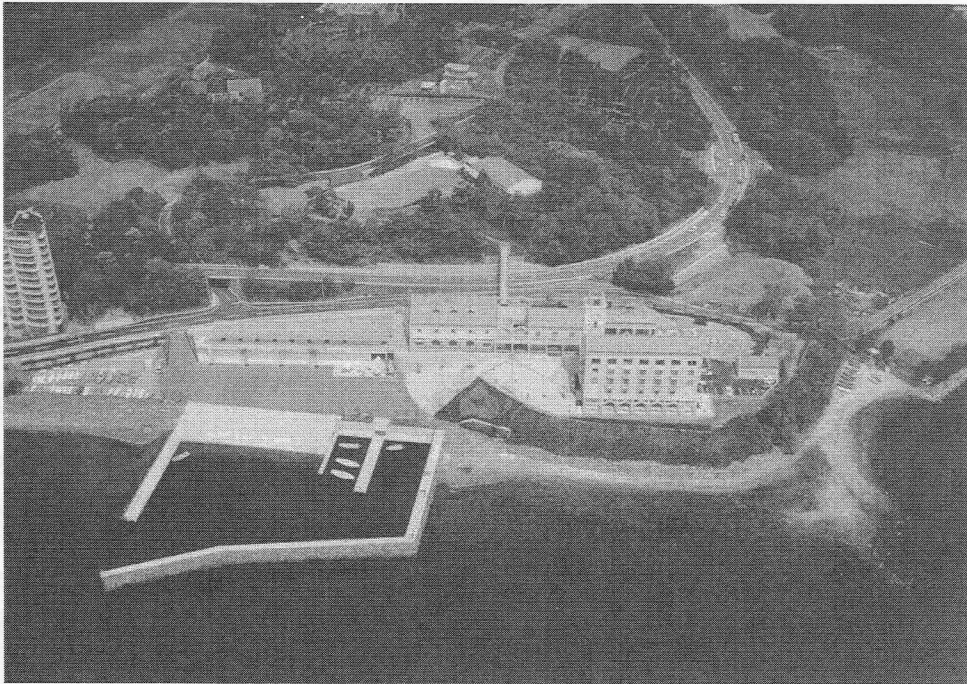
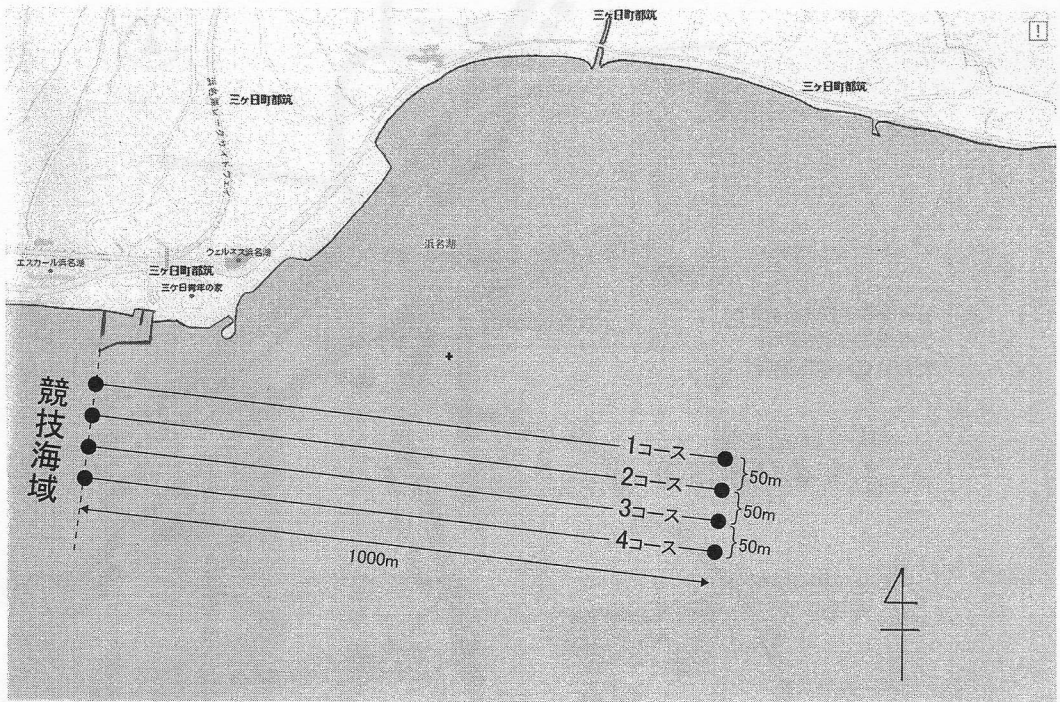
ただし、本審判規定における失格とは当該レースのみに関するものであり、その成績は当該レースにおける最下位と位置づけるものとする。

- (1) 審判長もしくは審判員の指示または注意に従わなかった場合
- (2) スタート時における次の行為
 - (イ) 「各艇その位置！」の合図により ” かい上げ ” を行った後、スタートの発動までにオールを海面につける行為
 - (ロ) 「各艇その位置！」の合図までにトグルを保持しない場合
 - (ハ) スタートの合図の前にトグルを放す行為
 - (ニ) トグル保持者が海中転落した場合
- (3) 他のコースに進入して、本来定められたコースを航行中の他の艇の進路を妨害、あるいは接触した場合
- (4) 他のコースの回頭旗を回頭、あるいは回頭方向を間違えた場合
- (5) 回頭あるいはゴールの際、回頭旗またはブイに艇もしくはオールの一部が接触した場合
- (6) 審判規定の〔搭載物品〕を搭載することなく競技に出場した場合
- (7) その他、不正行為があったと審判長が認めた場合
ただし、失格行為が不可抗力によるものと審判長が認める場合はこの限りではない。

10. 異議の申し立て

- (1) 艇指揮は乗艇前後からスタートの発動までの間において、主催者側に起因した競技に支障のある不備について、赤旗を高く掲げた後、審判員に異議を申し立てることができる。
- (2) 競技に関する異議申し立て等は、艇指揮が審判員に対して速やかにこれを行うものとし、審判長がこれを採決する。
- (3) 審判長の採決に対してはこれを覆すことはできない。

競技海域図



静岡県立三ヶ日青年の家 全景